

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第31号）

- 1 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病の発生により、全庁的な職員の応援体制が必要になった場合等において、家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項に規定する業務に従事したすべての家畜防疫員に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第32号）

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等の手数料の額が改定されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第33号）

- 1 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成18年文部科学省・厚生労働省告示第1号）が一部改正され、認定こども園における満3歳以上の子どもに対する給食について、保育所型認定こども園においても給食の外部搬入を行うことが可能になり、全ての類型の認定こども園において給食の外部搬入を行うことができることとなったことから、本県の現状に照らし、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。